

第50回千歳市環境審議会議事録

令和6年1月10日

第50回千歳市環境審議会

日 時：令和6年1月10日（水）14時30分～15時40分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階会議室5・6

出席委員：長谷川誠会長、伊藤博委員、今西敦史委員、小川善弘委員、
鎌倉英昭委員、五島洋子委員、佐藤肇委員、鈴木隆夫委員、
豊澤瞳委員、中橋伸郎委員、前田浩志委員、眞鍋豊行委員、
山下みな子委員、下前雅義様（田村努委員代理）

（計14名）

欠席委員：斉藤礼子委員（計1名）

事務局：千田市民環境部長、小野寺市民環境部次長、吉見環境課長、
中條環境計画係長、甲斐環境保全係長、今村自然環境係長、
田口主査、田中主事

次 第

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3 審議事項

審議第1号 千歳市地球温暖化対策実行計画区域施策編（素案）

審議第2号 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について

4 報告事項

報告第1号 第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について

報告第2号 高病原性鳥インフルエンザに関する現状について

報告第3号 千歳美々ワールド周辺環境影響調査結果について

5 その他

6 閉会

第 50 回千歳市環境審議会議事録

1. 開会

2. 議事録署名委員の指名

議事進行に従い、長谷川会長が議事録署名委員に山下委員と五島委員の 2 名を指名した。

3. 審議事項

審議第 1 号 千歳市地球温暖化対策実行計画区域施策編（素案）

審議第 2 号 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について

（１）「審議第 1 号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【審議第 1 号】

「千歳市地球温暖化対策実行計画区域施策編（素案）」について説明した。

本日は、昨年 9 月に開催された前回の審議会以降に行った内容などを中心に、資料 1 により、説明させていただきますが、参考資料として「計画書（案）」、「アンケート調査報告書」を事前に配付しておりますので、必要に応じてご確認ください。

早速資料の説明に入らせていただきます。

資料1をご覧ください。

千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、

まず、1 計画策定経過を、説明いたします。

計画策定作業は、令和 4 年度から実施しておりまして、「千歳市再生可能エネルギー活用調査」、千歳工業クラブ会員の皆様を対象とした事業者アンケート、を実施いたしました。

今年度は、計画の本格的な策定作業を進めてまいりまして、本審議会、「ちとせゼロカーボンプロジェクトチーム」といった地域関係者の皆様が参加する会議を複数回実施し、9 月にはパブリックコメント、市民アンケートを実施するなど、市民の皆様の声を反映させた計画とするほか、市長を本部長としたゼロカーボンシティ本部会議などでの市役所内部での議論も行いながら、策定作業を進めてまいりまして、3 月に完成予定となっております。

次のページに進んでいただきまして、

2 市民アンケート結果及びパブリックコメント結果について、ご説明いたします。

（１）市民アンケート結果についてです。

こちらは、【参考資料 1】計画書案の 18・19 ページに記載しており、アンケート結

果の詳細は、【参考資料 2】アンケート調査報告書に記載しておりますが、本日は、一部を抜粋してご説明いたします。

アンケートの概要ですが、市民の皆様の再生可能エネルギーや省エネルギーなどの取組に関する考え、実態を把握し、カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、18歳以上の市民を対象に、9月27日から10月18日までの3週間の期間で実施しました。

1,600名にアンケートを送付し、651票を回収、回収率は40.7%となりまして、大変多くの方々にご協力いただきました。

次のページに移りまして、

3) 主な調査項目は、地球温暖化に関する意識や認知度についてと行動や導入状況についての項目となっております、

4) に結果概要を記載しております。

地球温暖化に関する用語については、“省エネルギー”、“再生可能エネルギー”、“脱炭素”は、意味も含めて知っている方が半数以上を占めましたが、一方で“カーボンニュートラル”、“ゼロカーボン”は、意味を知らない方が6割以上でした。また、地球温暖化対策を意識した行動をしていない理由では、「何をすれば良いかよくわからないため」が最も多くなっていました。

家庭における設備のエネルギー等の状況については、LED照明については、照明の「全て」又は「一部」をLEDとしている方が8割以上となっている一方、給湯器及び暖房設備については、「石油」が最も多く、次いで「ガス」をエネルギー源としている方が多い。自家用車についても、ガソリン車が7割以上、太陽光発電は、設置していない方が9割以上、という結果となり、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備を導入していない理由としては、「電気代/導入費用が高額である」が、各設備に共通して最も多くなっていました。

この結果を踏まえた、5) 施策立案への視点として、1点目、情報発信や普及啓発を行い、地球温暖化に関する意識や認知度を高め、脱炭素に向けた行動を促すことが必要である、ということ。2点目、家庭における省エネルギー設備や再エネルギー設備の導入による温暖化対策を進めるには、導入費用に対する支援についての検討が必要である、ということ。3点目は、公共施設等への省エネルギー化のほか、ごみの減量化、森林の育成・適切な管理による温室効果ガスの削減が求められている、という3点を記載しています。

次に(2)パブリックコメント結果についてであります、

9月25日から1か月間、実施いたしまして、3件の意見提出がございました。

うち1件は「今後の参考とするもの」、2件を「意見として伺ったもの」として整理しております。

なお、こちらは、計画書の70ページに記載しております。

次に4ページをご覧ください。

3 将来ビジョン及びロゴデザインについてです。

こちらは計画書案の34ページに記載しております。

2050年カーボンニュートラル実現に向けて取り組むべき姿を明らかにするため、将来ビジョン「“人と自然の輪でつながる”ゼロカーボンシティ ちとせ」を設定いたします。

将来ビジョンの設定にあたりましては、

カーボンニュートラルの実現には、市民・事業者・市が一体となって取り組む必要があるという観点から、本審議会、ちとせゼロカーボンプロジェクトチームの皆さんとともに検討し、設定しました。

次に5ページをご覧ください。

(2) 将来ビジョンのロゴデザインについてです。

将来ビジョンについては、ゼロカーボン実現後の本市の様子を文字やイラスト等を用いて分かりやすく表現するため、幅広い世代の方々に伝わりやすい将来ビジョンの「ロゴ」を作成し、計画に掲載するほか、市のゼロカーボンに関する啓発物等に活用してまいります。

このロゴデザインは、千歳高校の英語部・美術部・漫画研究部の皆さんにご協力いただき、作成いたしました。

1つ目のデザインは、将来ビジョンのロゴとして計画書の表紙にも使用しております。2つ目のデザインにつきましても、裏表紙に使用しているほか、今後、カーボンニュートラルの啓発物等で使用していきたいと考えております。

次に6ページをご覧ください。

4 答申案についてです。

こちらのページについて、事前にお配りした資料から、冒頭の説明文を一部修正しております。

昨年6月12日に開催された第48回審議会にて諮問された実行計画素案について、これまで慎重に審議を重ねていただきまして、次の事項に留意するよう、来週火曜日、1月16日に、審議会を代表し、長谷川会長・小川副会長から市長に対し、答申を行っていただく予定です。

本日は、会長・副会長と調整させていただき作成した答申案をご説明いたします。

一つ目、昨今の猛暑や大雪など地球温暖化の危機感を市全体で共有し、温暖化を食い止め、本市の豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、2050年カーボンニュートラルと、将来ビジョン「“人と自然の輪でつながる”ゼロカーボンシティ ちとせ」の実現に努められたい。

二つ目、本計画は、市民、事業者、市（行政）が一体となって取り組まなければ目標を達成できないことから、市には地域全体の旗振り役として、公共施設等の脱炭素化の推進、市民や事業者が取組を進めるための支援策など、目標達成のための具体的

な取組を進められたい。

三つ目、本計画の推進においては、脱炭素の必要性を理解することが重要であることから、分かりやすい情報発信、普及啓発に努められたい。

最後に四つ目、本計画を実行性のあるものとするため、進捗状況を確認し、半導体及び関連する企業による影響が明らかになった際には、見直しを行っていただきたい。

以上の4点を本審議会からの答申としたいと考えております。

以上で審議第1号の説明を終わります。

【審議第1号質疑応答】

特になし。

(2) 「審議第2号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【審議第2号】

「騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について」について説明した。

お手元の資料2をご覧ください。

「3 変更の理由について」にありますように、本市の騒音・振動規制地域は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場等の事業活動、建設作業、道路交通に伴う騒音・振動に対して必要な規制を行うために、対象となる地域及び区域を指定しています。

お手元の資料2・別紙1をご覧ください。

騒音の規制地域は、住居が密集している地域、病院又は学校の周辺地域その他の騒音を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要がある地域を、特定工場等において発生する騒音について規制する地域であり、第1種から第4種までの区域に区分され、区分に応じた規制基準を設けています。第1種が最も厳しい基準であり、2から3、4に行くにしたがって、基準が緩和されていく形になります。

また、振動の規制地域も、住居が密集している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要がある地域であり、第1種と第2種の区域に区分され、区分に応じた規制基準を設けています。こちらも第1種が厳しく、第2種は第1種より緩和された基準となります。

資料2に戻っていただきまして、「3 変更の理由について」の2段落目になりますが、本日、ご説明いたします規制地域の変更（案）は、令和3年以降の都市計画法

に基づく用途地域の変更及び当該地域の現在の土地利用の状況を踏まえ、騒音・振動規制法に基づき規制地域を変更するものであります。

次にお手元の資料２・別紙２の１ページをご覧ください。

現行の騒音・振動規制地域区分図になります。本市の規制地域の全体を示していますが、赤線で囲った計５か所の地域が今回変更する地域です。次の２ページが、変更後の地域区分図になります。

次に３ページをご覧ください。

上長都、桜木、自由ヶ丘及び北斗の一部に面しています、市道３３号通の道路内西側の用途地域が、都市計画区域において「用途地域が指定していない地域」である「白地地域」に変更したことに伴い、当該地域を騒音・振動規制法の規制地域から除外するものであります。

次に、４ページをご覧ください。

幸福２丁目から幸福４丁目の一部の用途地域が準工業地域から第一種住居地域に変更したことに伴い、当該地域の規制区域を第３種区域から第２種区域へ変更するものであります。

次に、５ページ、６ページをご覧ください。

北信濃地区、あずさ地区の一部の用途地域が市街化区域編入することに併せて、第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準工業地域に指定され、また、工業専用地域から工業地域に変更されたことに伴い、当該地域をそれぞれ騒音・振動規制法の規制区域に追加するものであります。

次に、７ページをご覧ください。

美々地区の一部の用途地域が準工業地域から工業地域に変更したことに伴い、当該地域の規制区域を第３種区域から第４種区域へ変更するものであります。

なお、これらの規制地域の変更について、施行年月日は、令和６年４月１日を予定しております。

以上で（審議第２号）騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について説明を終わります。

【審議第２号質疑応答】

委 員

変更の頻度は。

事務局

今回は都市計画の変更等様々な用途、実態等に基づいて今回提案している。随時ではなく、ある程度の期間を設けて変更している。今回も変更があったことは市民へ

の影響や事業者の皆さんにすぐ影響がある場合はリアルタイムで出していく。
ただ今回住居の関係があり、特にあずさ地区もかなり用途が変わっている。
また、ラピダスの関係でも変わっている部分があるため、そういったことを考えて
今回の提案をしている。

委 員

実際に騒音測定をして出た数値ということか。それとも用途変更したことから変えたということか。

事務局

その用途において、ある一定程度の基準、特に住宅専用地域などそういった場合はこのレベルというのがあるため、一般的にはしてはいけないところから住宅にした場合については、住宅である以上これからはこの基準を守ってほしいという観点で規制をかける形になる。現在の測定はこれに際して事前測定を行っている。

委 員

防衛との絡みや、その辺の話し合いなどは、市独自で行っているのか。

事務局

今回はそうである。騒音と振動に関するそれぞれの法律の中の観点である。防衛と飛行場それぞれの観点であるが、そちらはそれぞれ別の騒音規制、エリアのもと観点両方で照らし合わせながらやっていくことになる。今回の改定ではあまり影響する場所ではないということになる。

4 報告事項

報告第1号 第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について

報告第2号 高病原性鳥インフルエンザに関する現状について

報告第3号 千歳美々ワールド周辺環境影響調査結果について

(1) 「報告第1号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【報告第1号】

「第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について」について説明した。

それでは、資料3 令和4年度の第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について説明をさせていただきます。

報告第1号「令和4年度 第3次千歳市環境基本計画の進捗状況について」説明いたします。では、座って説明させていただきます。

はじめに、1ページの1「第3次千歳市環境基本計画に係る進行管理について」です。

第3次千歳市環境基本計画における市主体の施策の実施状況を把握するため、指標を設定した項目に関しては、市の事務や事業における施策評価等により進捗状況の確

認を行います。

この結果は、千歳市環境審議会に報告して意見を求めるとともに、千歳市環境白書などを通じて市民・事業者公表いたします。

また、マネジメント手法であるPDCAサイクルによって適切な計画の進行管理を行っております。

中段の図については、計画の進行管理を表したものです。

次に、2「第3次千歳市環境基本計画に係る数値目標及び計画期間について」です。

第3次千歳市環境基本計画は、環境像を「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして」と定めており、環境像の実現に向けた取組を展開するため、5つの基本目標を設定しております。

また、計画の行動期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、進捗状況の確認を行うため、令和元年度を基準年として、本計画では全体で28項目の目標を設定しております。そのうち、年度ごとに数値目標を設定している項目は、毎年度千歳市環境審議会に報告し意見をいただくとともに、千歳市環境白書などを通じて市民・事業者公表してきたところであり、本計画における行動期間の報告となっております。

次に、2ページをご覧ください。

3「令和4年度末現在における目標項目の数値について」であります。

表1の令和4年度末現在の目標項目別数値については、表の右側の欄「目標達成状況」につきまして、令和4年度末現在の数値目標を設定している項目に対し、目標を達成したものについては○、達成できなかったものには×、目標達成状況の指定をしていないものについては、「横線」を引いています。

表1は、2ページから6ページまで続いておりますので、後ほどご参照ください。

次に、7ページをご覧ください。

4 令和4年度末現在の数値目標を設定している項目の達成状況についてであります。

表2は、取組分野ごとの基本目標5つの項目について記載しております。

基本目標1：低炭素型の都市や暮らしが確立し、効率的なエネルギーの活用により、経済や社会が調和しているまちについては、

令和4年度の目標数はありません。

2：市民が健康かつ安全安心に暮らすことができるまちについては目標数4に対して目標を上回ったもの：1、

目標を下回ったもの：3

3：豊かな自然環境の保全と人々の暮らしや経済の発展が両立しているまちについては、

令和4年度の目標数はありません。

4：循環型社会の形成に向け、資源を有効に活用する環境にやさしいまちについて

は、

目標数1に対して目標を上回ったもの：0、

目標を下回ったもの：1

5：全ての人が環境を学び、パートナーとなって良好な環境を未来につなげているまちについては、

目標数1に対して目標を上回ったもの：0、

目標を下回ったもの：1

全体合計については

目標数：6に対して目標を上回ったもの：1、目標を下回ったもの：5
となっております。

令和4年度末目標を下回った項目についてであります。

今回の項番の中で、目標を下回った項目理由を記載しております。

目標値は、8ページの「4 目標値と施策の進捗状況に係る評価について」のとおり、施策の進捗状況を把握するための指標の一つであります。目標実績は社会的要因や天候などにより変化するものであり、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等の中止や縮小など影響を受けていると考えられます。

第3次千歳市環境基本計画の目標値における関連施策ごとの検証については、取組分野ごとの基本目標5項目における各指標について、28項目の目標値に対し、17項目について基準値をクリアしており、総合的に判断し概ね順調に推移していると評価しています。

以上で報告第1号の説明を終わります。

【報告第1号質疑応答】

委員

令和4年度分のためコロナの影響がまだ残っていたと聞いているということか。

事務局

はい。

委員

7ページ（1）のアの騒音振動令和4年度目標値38件に対して実績値が74件という倍的な実績が上がっており、理由としてその下に米軍戦闘機による騒音苦情による増加とあるが、その74件のうちどれぐらいという考えでよろしいのか。仮にこの米軍によるその騒音増加というのが、ウェイトが高いのであれば今後その目標というのはなかなか上回ることができないのではないか。これについては市のレベルでは厳しいそういう話になってくると思う。

事務局

騒音関係とあるが、米軍関係で直接というのはここ1、2年それほど多くないと感じている。比率的にはそう考えるとここに書いたのが主な増加要因になるのではな

いかと思うが、全体的な比率としてはそれほど大きくはないと思っている。

委 員

審議事項に話が戻るが、都市計画の変更による騒音振動の区域の見直しという形で出されたが、こういう形でその騒音振動の苦情件数が来ているという一方でそういう話があるということか。

事務局

先ほどの挙げたものについては、都市計画区域の変更に伴う基準の見直しである。区域の見直しと今回のエリアのことは別の話であり反映させることはしない。

委 員

先程の74件のうち飛行機の騒音とかの苦情が多いということか。

事務局

全体の比率でいくと多い。

委 員

飛行機が多いのであれば、当然目標というのはなかなかクリアできないような状況でもあるということか。何により基準を定めたのか。今までの当然ながら実績があったと思う。目標は何かを作ったらある程度苦情は減るだろうという形で設定されていると思うが。

事務局

そこに居住している方とか不快な思いされている方にとって、減らすこと自体の目標は当然であるが、基準設定とその理解値というのはなかなか難しい部分がある。空港がある所在地として、飛行回数というのは、そのこと自体は規制はない。ほとんどがそこからの内容となってきた。目標値自体を下げるか外すかというのは、なかなか我々も難しい。しかし、空港騒音に対しての基準値や目的値についてこれだけあるというのは、実態値のため、良いか悪いかについては先ほどの規制値になると思う。それに対して、その規制値に対して皆さんがどう思っているかというのを、一つの方法としての苦情の件数だと考えている。

補 足（事務局）

先ほどの目標の設定について、なかなか難しく、例えばこのその下の14番を見ていただくとわかるが、これも同じく苦情の件数になる。これも市民目線で、いろんな形で我々は広く意見をいただけるような工夫を常にしている。それをすればそれほど気軽にお声かけていただけるという面もないわけではない。ただ、目標設定するときには、どうしても苦情件数というのは重きを置く部分になってくる。当然ゼロが望ましいということになるが、こういったことで、瞬間的に、特に訓練の関係については、周知もかけているので、どうしても苦情の件数というのはぶれてしまう部分はある。そのため設定の在り方は我々のテーマではあるが、分析しながら、当然ゼロを目指す。航空機の騒音については、空港の所在地であるので、24時間騒音の測定を測って記録も上げている。ただ、スクランブルは相当うるさいが、夜中のスクランブルも頻繁だったころと比べると少なくなり、そういったところを見たい。特にこの苦情件数の設定についてはなかなか難しい。ゼロにするのも難しいが、ここもゼロを目指していきたいという趣旨で設定している。

委 員

エネルギー使用に係る削減率について、令和12年度の目標値が11%で、令和4年度の目標値に三角がついているが、これは増えているということか。

事務局

はい。令和4年度は増えた。公共施設も相当実はエネルギーを使っている。コロナ禍において、実際下がっている部分もあるが、実際そのための維持するエネルギー量は上がっており、我々も実は想定外の動きであり、この動きは本当に重く受け止めている。これを踏まえ、当然維持活動をするために必要なものだと捉えているので、それ以外の方法での脱炭素化、省エネ化というのを進めたいと考えている。

(2) 「報告第2号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【報告第2号】

「高病原性鳥インフルエンザに関する現状について」について説明した。

資料4 高病原性鳥インフルエンザに関する現状について報告します。

1 高病原性鳥インフルエンザとはカモなどの野生の水鳥の多くが無症状のままウイルスを運搬する一方、家きん(ニワトリなど)に感染すると大量死を引き起こす疾病です。通常、感染した鳥と濃密に接触するなどの特殊な場合を除いて、人に感染しないと考えられています。

2 昨シーズン令和4年秋から令和5年春までの発生状況
全国の発生状況ですが、

- ・野鳥における鳥インフルエンザウイルス陽性の確認件数1道27県242件です。
- ・家きん(ニワトリなど)における鳥インフルエンザ発生状況1道25県84件です。
- ・千歳市では養鶏場3件で発生し、ニワトリを約120万羽を殺処分いたしました。

昨シーズンの北海道の発生状況は後ほどP2資料でご説明いたします。

3 令和5年秋から国内での発生状況(令和5年12月25日15時現在)

- ・野鳥における鳥インフルエンザウイルス陽性の確認件数1都1道18県76件
- ・家きん(ニワトリなど)における鳥インフルエンザ発生状況は、佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県で発生しております。北海道は養鶏場での発生はありません。

今シーズンの北海道の発生状況は後ほどP3資料でご説明いたします。

4 具体的な監視状況

- ・環境省で定めた検査対象マニュアルに基づき、鳥類を検査優先1種、2種、3種、その他に分けて鳥の種類と死亡野鳥の数により検査を行っています。

検査は北海道が実施しております。

- ・千歳市の対応として、定期的に環境課の自然環境監視員が巡視を行っています。
- ・市民から警察に死亡野鳥の連絡が入ることもあるため、千歳警察署とも情報交換を行い連携しています。

対応レベルや鳥の種類などは後程P4資料でご説明いたします。

5 市民周知内容ですが

- ・感染した動物との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられており過度に心配する必要はないこと。
- ・死亡や衰弱している野生動物を見つけたときは、素手で触らないようにすること。
- ・野生動物やその排泄物に触れた後は、手洗いとうがいをすること。
- ・水辺等に立ち寄って、野鳥の糞を踏んだ場合は、念のために靴底を洗うこと。
- ・同じ場所でたくさんの野鳥が死んでいたら、市環境課へ連絡することを市民周知しております。

P2をご覧ください

昨シーズン令和4年秋から令和5年春までの北海道内の野鳥監視重点区域の表です。検査対象の野鳥に対し、簡易検査と遺伝子検査を行い陽性となった場合、野鳥監視重点区域に指定されます。この検査は北海道が実施いたします。

9番の釧路の例のように簡易検査陽性、遺伝子検査で高病原性でないことが判明し、監視重点区域が解除される例もあります。

千歳市では28番の野鳥の簡易検査は陰性でしたが、遺伝子検査の結果陽性となり野鳥監視重点区域に指定されました。

黄色く塗ってある37、42、44は千歳市内の養鶏場で発生した事例であります。

P3をご覧ください。

令和5年秋から12月25日現在の北海道内の野鳥監視重点区域の表ですが、道東を中心に発生しております。千歳市では発生はしておりません。

P4をご覧ください。

このページ以降は国のマニュアルの抜粋です。

表1 発生状況に応じた対応レベルの概要ですが、通常時はレベル1、国内で一箇所鳥インフルエンザ陽性の発生でレベル2、国内の複数個所で発生した場合レベル3となります。

表2 対応レベルの実施内容です。

通常時の対応レベル1では検査優先種1が1羽、優先種2が3羽、優先種3とその他の種では5羽以上が同一の場所で死亡していた場合にウイルス保有検査を行います。

同様にレベル2、3、野鳥監視重点区域とレベルが上がるに従いより少ない死亡野鳥でウイルス保有検査を行います。

表3 早期警戒期間中の調査実施内容ですが、今年度から全国一律に9月と10月を早期警戒期間として、国内での発生がない状態であっても、対応レベル3と同様な体

制を敷き警戒に当たりました。

P5をご覧ください

表4 検査優先種ですが

国のマニュアルにおいてウイルス検査を優先する野鳥を定めております。鳥インフルエンザに感染しやすい19種を検査優先種1、過去に日本や韓国などにおいて感染確認のある8種を検査優先種2として定めております。

また、検査優先種3として水辺で生息する鳥類としてカワウや優先種1と2で指定していないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科と他の鳥類を捕食するタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目を指定しています。また、死亡野鳥を食べるため、令和5年秋からハシボソガラスとハシブトガラスを優先種3に加える変更がありました。

その他の種は優先種1、2、3以外の鳥すべてと定めております。

国内では、タカやフクロウの仲間である猛禽類とハシボソガラス、ハシブトガラス以外の陸で暮らす鳥に感染例がないことから、陸鳥はその他の種となっております。

P6をご覧くださいP6からP9まで 高病原性鳥インフルエンザ 検査優先種1の鳥の写真が掲載されております。千歳の野鳥という書籍によりますと19種のうちP7のカンムリカイツブリとP8 マナヅル、ナベヅル以外の16種について市内で観察されています。

P10をご覧ください。検査優先種2はP11の鳥を含め8種全て市内で観察されております。

P12をご覧ください。令和5年度より検査優先種3に含まれた種としまして、コウノトリ、クロツラヘラサギは市内で観察することはできませんがハシボソガラス、ハシブトガラスは観察することができます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

【報告第2号質疑応答】

特になし。

(3) 「報告第3号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【報告第3号】

「千歳美々ワールド周辺環境影響調査結果について」について説明した。

私からは、報告第3号「千歳美々ワールド周辺環境影響調査結果について」ご説明いたします。

令和5年9月11日に開催されました前回（第49回）の当審議会の審議第2号「千歳

美々ワールド周辺環境影響調査の概要」で説明しました美々川水質測定につきまして、8月、10月に実施しました測定結果につきまして報告いたします。

それでは資料5の①をご覧ください。

調査地点地図にありますように、今回の調査は、従前より定期的に行っている調査地点と、半導体工場建設に伴う周辺環境の影響を把握するために新たに設定した調査地点を併せた合計10地点で実施しました。

次に資料5の②をご覧ください。

河川の調査項目につきましては、資料の表にありますとおり、人の健康の保護に関する環境基準から27項目、生活環境の保全に関する環境基準から8項目、さらに人の健康の保護に関する要監視項目からPFOS（ピーフォス）及びPF0A（ピーフォア）の2項目の合計37項目となっております。

次に資料5の③をご覧ください。

令和5年8月に実施しました、調査結果になります。

人の健康の保護に関する環境基準27項目につきまして、調査地点③、④、⑤の項目24「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の1項目が環境基準を超えましたが、その他の地点及び項目につきましては環境基準に適合しました。

次に、生活環境の保全に関する環境基準8項目につきまして、調査地点⑥、⑦、⑨、⑩の項目31「溶存酸素量（DO）」と項目32「大腸菌数」の2項目が環境基準を超えましたが、その他の地点及び項目につきましては環境基準に適合しました。

次に、人の健康の保護に関する要監視項目2項目（PFOS（ピーフォス）・PF0A（ピーフォア））につきまして、全ての調査地点で暫定目標値（PFOS・PF0Aの合算値として50ng/L以下）に適合しました。

次に資料5の④をご覧ください。

令和5年10月に実施しました、調査結果になります。

人の健康の保護に関する環境基準27項目につきまして、調査地点③、④、⑤、⑥の項目24「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の1項目が環境基準を超えましたが、その他の地点及び項目につきましては環境基準に適合しました。

次に、生活環境の保全に関する環境基準8項目につきまして、調査地点⑥、⑦、⑨、⑩の項目31「溶存酸素量（DO）」の1項目が環境基準を超えましたが、その他の地点及び項目につきましては環境基準に適合しました。

次に、人の健康の保護に関する要監視項目2項目（PFOS・PF0A）につきまして、全ての調査地点で暫定目標値に適合しました。

なお、これらの調査結果につきましては、現在本市ホームページにて公表しております。

また、12月以降、偶数月に実施します調査結果につきましても、結果がまとまり次第、随時公表していきます。

説明につきましては以上となります。

【報告第3号質疑応答】

委 員

検査月は何月ごろを目処にしているのか

事務局

調査時期は偶数月。年度の始めの4月から6月、8月、10月、12月という形で実施している。

委 員

基準を上回った分は何かアクションは起こしているのか。

事務局

今回の主な要因は、肥料のようなものが主な理由になっている。この中の青い字（2 3 4 7 8 10）については、もともと農業地域であって肥料等を測定するために行っている。ただし、今回半導体工場の影響で、それに関係ある部分（赤い部分）を4カ所追加した。今までそこまでの回数行っていなかったが、2ヶ月に1回行うようになった。ご指摘の部分はどうしても農業関係なので、1年間でだいたい様子見ていくため、一時的に出る時があれば、季節によっては安定化する場合もある。1回1回注意しており、必要であれば北海道等と連携して対応することもある。今回のこれだけを見てという形で即アクションにはいかないということで我々は認識している。

5. その他

特になし。

6. 閉会